

# 移動動物園「堀井動物園」の第一種動物取扱業の登録取消しを求める署名

## 要望事項

不適正飼養が長年続いている守山市の移動動物園「堀井動物園」の第一種動物取扱業の登録取消しを求めます。そのために以下の手順を踏み、動物数を減らしていく措置をとってください。

- 動物を新たに入手しないよう勧告・命令を出し、飼養動物数の正確なモニタリングをしてください。
- 農地法違反・農振法（農業振興地域の整備に関する法律）違反による占拠が続く野洲市の第二飼育場については、動物を手放すよう勧告・命令を速やかに出し、業登録の取消しを先行させてください。
- 守山市岡町の飼育場についても、同様に動物を順次手放させ、業の取消しを行ってください。

**【理由】** 堀井動物園の2カ所の飼育場の劣悪飼育については、貴県動物保護管理センターによる指導が長年繰り返されていますが、適正レベルへの改善に至りません。同園は、十分な広さや設備を確保せず、不衛生な管理をしているばかりか、動物ごとのニーズを満たそうとしない考えのまま多種多様な動物を入手し続けており、第一種動物取扱業者が遵守すべき基準（「構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと」等の条件）や細目、展示動物の飼養保管基準等の定めを満たしていないことは明らかです。特に、死亡が続く状況については、動物愛護法第44条第2項に抵触するおそれがあります。脱走や悪臭、火災等、様々な問題も起きてきました。

また、同園園長は特定動物の無許可飼育により動物愛護法違反裁判で一審有罪となり、現在控訴中です。有罪が確定すれば、貴県以外の自治体においても移動動物園の新規業登録は2年間できなくなり、現在の登録についても取消要件を満たします。また、野洲市吉川の第二飼育場については、農地法等違反のため土地の権原を有しておらず、現在でも業登録の要件を満たしていません。

このような事業者の営業を許しては、全国自治体の動物愛護行政や動物取扱業者に示しがつかないばかりか、一般社会に誤った動物の飼い方・扱い方を広めてしまいます。どうか長年懸案の問題に終止符を打ってください。

## 第1回締切り：2019年6月21日着

※黒または青のペンでご記入ください

氏名	住所（番地までお書きください）
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

※署名集約のためにお預かりした個人情報、滋賀県知事への提出以外の目的には使用しません。

※用紙が足りない場合はコピー（A4用紙）するか、WEBサイトよりダウンロードしてご利用ください。http://animals-peace.net/horizoo-petition

※園長の動物愛護法違反裁判の進行状況によって、締切り日を延長する可能性があります。最新情報は、ホームページでチェックしてください。

署名実施団体 **PEACE 命の搾取ではなく尊厳を**

署名郵送先

封筒表に「署名在中」とお書きの上、郵送ください。

http://animals-peace.net/ Mail : info@animals-peace.net  
TEL : 070-5569-7689 FAX : 03-4578-2024

〒170-6001 東京都豊島区東池袋 3-1-1  
サンシャイン 60 1F MBE510

※問い合わせはメールでお願いします。

PEACE宛